

子ども手当の地方負担についての共同声明

本日、平成22年度の子ども手当の概要が明らかになった。

政府から示された案によると、平成22年度限りの暫定措置として子ども手当と児童手当とを併給する方式とし、児童手当の地方負担が継続して求められることとなった。また、平成23年度に向けあらためて国と地方の役割分担、経費負担のあり方等について「地域主権戦略会議」等で議論することとされた。

我々地方は、鳩山政権が掲げる「地域のことは地域が決める」地域主権の理念からすれば、国と地方の役割分担を明確にし、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し全額を負担すべきと主張してきた。2つの手当の併給方式はこのような考え方の整理がなされておらず、地域主権の理念があいまいなものとなったことは誠に残念である。

また、住民生活に密着した厚生労働行政の多くは地方自治体が担っており、国と地方との信頼・協力関係を基礎に成り立つものである。「子育て応援特別手当」の一方的な支給取りやめという地方軽視の決定に続き、今回さらに子ども手当の決着に至る過程で、所管である厚生労働大臣から地方に一切協議・説明もなかったことは極めて遺憾である。

平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に向けては、国と地方の十分な協議を行うことを求める。その上で、国が全額を負担すべきであるとの地方の主張に沿って、役割分担を明確にした制度が実現されることを強く望むものである。

なお、平成22年度における制度設計に当たっては、地方の意見を踏まえ市町村に事務負担が生じないように十分配慮するとともに、システム開発経費を含む事務費等については全額国庫負担とすることを強く求める。

平成21年12月23日

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長	麻 生	渡
全国都道府県議会議長会会長	金 子	万寿夫
全 国 市 長 会 会 長	森	民 夫
全国市議会議長会会長	五 本	幸 正
全 国 町 村 会 会 長	山 本	文 男
全国町村議会議長会会長	野 村	弘